

## 審査ニュース 162号

### 請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」、一次審査においての請求に対する疑義など、よく見かける算定ミスや、間違いやすい、勘違いしやすい算定ミスを解説致します。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の調剤料について解説します。

隔日服用や交互服用等で服用方法（服用時点）が変化する特殊な1剤として内服薬調剤料を算定するケースについて

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

#### お知らせ

2015.1月号「審査ニュース」19ページに疑義紹介とありますが、疑義照会の誤りでした。お知らせいたします。

審査ニュース

事例1 (査定事例)

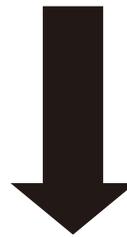
〈処方〉

〔メルカゾール錠5mg 1錠 1日1回朝食後 (1日おきに服用) 7日分〕  
 〔タケプロンOD錠15mg 1錠 1日1回朝食後 14日分〕

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 1錠 【内服】1日1回朝食後 (隔日服用)	1	7	35	7	
2	1	2・1	2・1	タケプロンOD錠15mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	9	14	63	126	
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
 処方No.1は隔日投与です。処方No.2と服用方法が同じなので内服薬調剤料は算定不可では?



〈審査結果〉 ※査定処理

※メルカゾール錠5mgは朝食後の隔日服用ではありますが、タケプロンOD錠15mgが朝食後服用であるため服用時点が重複しています。隔日服用は特別な服用方法ではなく朝食後服用として取り扱い、実際の調剤日数にて調剤料を算定します。タケプロンOD錠15mgの内服薬調剤料と重複する為、査定処理となりました。

<平成26年版 保険調剤Q & A p36 Q31参照>

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 1錠 【内服】1日1回朝食後 (隔日服用)	1	7	0	7	
2	1	2・1	2・1	タケプロンOD錠15mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	9	14	63	126	
摘要									

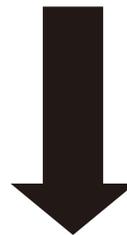
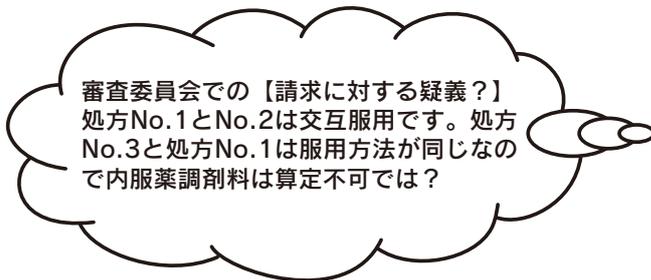
事例2 (査定事例)

〈処方〉

処方1	メルカゾール錠5mg	1錠	1日1回朝食後	7日分
処方2	メルカゾール錠5mg	2錠	1日2回朝夕食後	7日分
処方1と2は交互に服用				
処方3	タケプロンOD錠15mg	1錠	1日1回朝食後	14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	1	7	35	7	
2	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 2錠 【内服】1日2回朝夕食後	2	7	35	14	
3	1	2・1	2・1	タケプロンOD錠15mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	9	14	63	126	
摘要	処方No.1とNo.2は交互服用								



〈審査結果〉 ※査定処理

※メルカゾール錠5mgは隔日ではありますが服用方法が1×朝から2×朝夕へ変化する特殊な1剤と考えられます。タケプロンOD錠15mgが朝食後服用であるため服用時点の一部重複していますが、メルカゾール錠5mgは服用方法が変化する特殊な1剤として取り扱い調剤料を算定します。下記の様に修正し査定処理となりました。

〈平成26年版 保険調剤Q & A p32 Q26参照〉

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	1	7	0	7	
2	1	2・1	2・1	メルカゾール錠5mg 2錠 【内服】1日2回朝夕食後	2	7	63	14	
3	1	2・1	2・1	タケプロンOD錠15mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	9	14	63	126	
摘要	処方No.1とNo.2は交互服用								

審査ニュース

事例3 (原審事例)

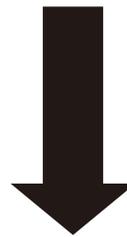
〈処方〉

処方1	カルブロック錠16mg	1錠	1日1回夕食後	6日分
処方2	カルブロック錠16mg	1錠	1日1回朝食後	8日分
処方1は透析日、処方2は非透析日に服用				
処方3	アジルバ錠40mg	1錠	1日1回朝食後	14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	2・1	2・1	カルブロック錠16mg 【内服】1日1回夕食後	1錠	6	6	0	36	
2	1	2・1	2・1	カルブロック錠16mg 【内服】1日1回朝食後	1錠	6	8	63	48	
3	1	2・1	2・1	アジルバ錠40mg 【内服】1日1回朝食後	1錠	21	14	63	294	
摘要	処方No.1は透析日、処方No.2は非透析日服用									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
処方No.1とNo.2は同一薬剤です。処方No.3と処方No.2は服用方法が同じなので内服薬調剤料は算定不可では?



〈審査結果〉 ※原審処理

※カルブロック錠16mgは隔日で服用方法(服用時点)が透析日と非透析日で変化する特殊な1剤と考えられます。アジルバ錠40mgが朝食後服用であるため服用時点が一部重複していますが、カルブロック錠16mgは服用方法が変化する特殊な1剤として取り扱い調剤料を算定します。原審処理となりました。

〈平成26年版 保険調剤Q & A p32 Q26参照〉

〈原審処理のため修正なし〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	2・1	2・1	カルブロック錠16mg 【内服】1日1回夕食後	1錠	6	6	0	36	
2	1	2・1	2・1	カルブロック錠16mg 【内服】1日1回朝食後	1錠	6	8	63	48	
3	1	2・1	2・1	アジルバ錠40mg 【内服】1日1回朝食後	1錠	21	14	63	294	
摘要	処方No.1は透析日、処方No.2は非透析日服用									

< 支払基金の「突合点検」結果について >

処方箋内容		投与日数	保険薬局の誤請求内容		投与日数	誤請求理由	保険薬局への査定内容	査定事由
			ミカルデイス錠20mg(ほか1剤)	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ダイアモックス錠250mg	10錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
ゾルピテム酒石酸塩錠5mg	1錠	28日	ゾルピテム酒石酸塩錠5mg	28錠	頓服	内服薬と頓服薬の請求が不一致	28錠→10錠	C
ピソルボン細粒2%	0.3g		ピソルボン細粒2%	3g		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	3g→0.3g	B
アムロジピン錠10mg	1錠		ノルバテックス10mg	1錠		処方箋内容と不一致(薬剤名入力誤り)	全て0 (病名突合)	A
シングレア錠10mg	1錠		シングレア錠10mg	2錠		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	2錠→1錠	B
			EPLカプセル250mg	6C		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
メモリー錠20mg	1錠	28日	メモリー錠20mg	2錠	14日	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	2錠→1錠	B

査定事由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他